

お問い合わせ・相談窓口

- 相談時間は平日の8時30分～17時15分です
- お電話番号の掛け間違いにご注意ください

健康長寿課 介護保険係

介護保険制度全般に関する相談について

〒647-8555 新宮市春日1-1 新宮市役所 健康福祉部 健康長寿課
電話 0735-23-3346 (直通) FAX 0735-28-2007

新宮市地域包括支援センター

サービスの利用や高齢者全般に関する相談について
※旧熊野川町以外の全域を担当

〒647-8555 新宮市春日1-1 新宮市役所 別館 高齢者相談センター内
電話 0735-23-3306 (直通) FAX 0735-28-5885

熊野川地域包括支援センター

サービスの利用や高齢者全般に関する相談について
※旧熊野川町を担当

〒647-1294 新宮市熊野川町日足324 熊野川行政局内
電話 0735-44-0370 (直通) FAX 0735-44-8825

【発行】新宮市役所 健康福祉部 健康長寿課

電話 0735-23-3333 FAX 0735-28-2007

新宮市介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が創設され、新宮市では平成29年4月から開始となりました。

総合事業は、65歳以上の皆様が、介護が必要な状態になることを予防し(介護予防)、日常生活の自立を支援することを目的に実施します。

住み慣れた地域で自分らしく暮らすために、積極的に健康づくりや介護予防に取り組みしましょう。

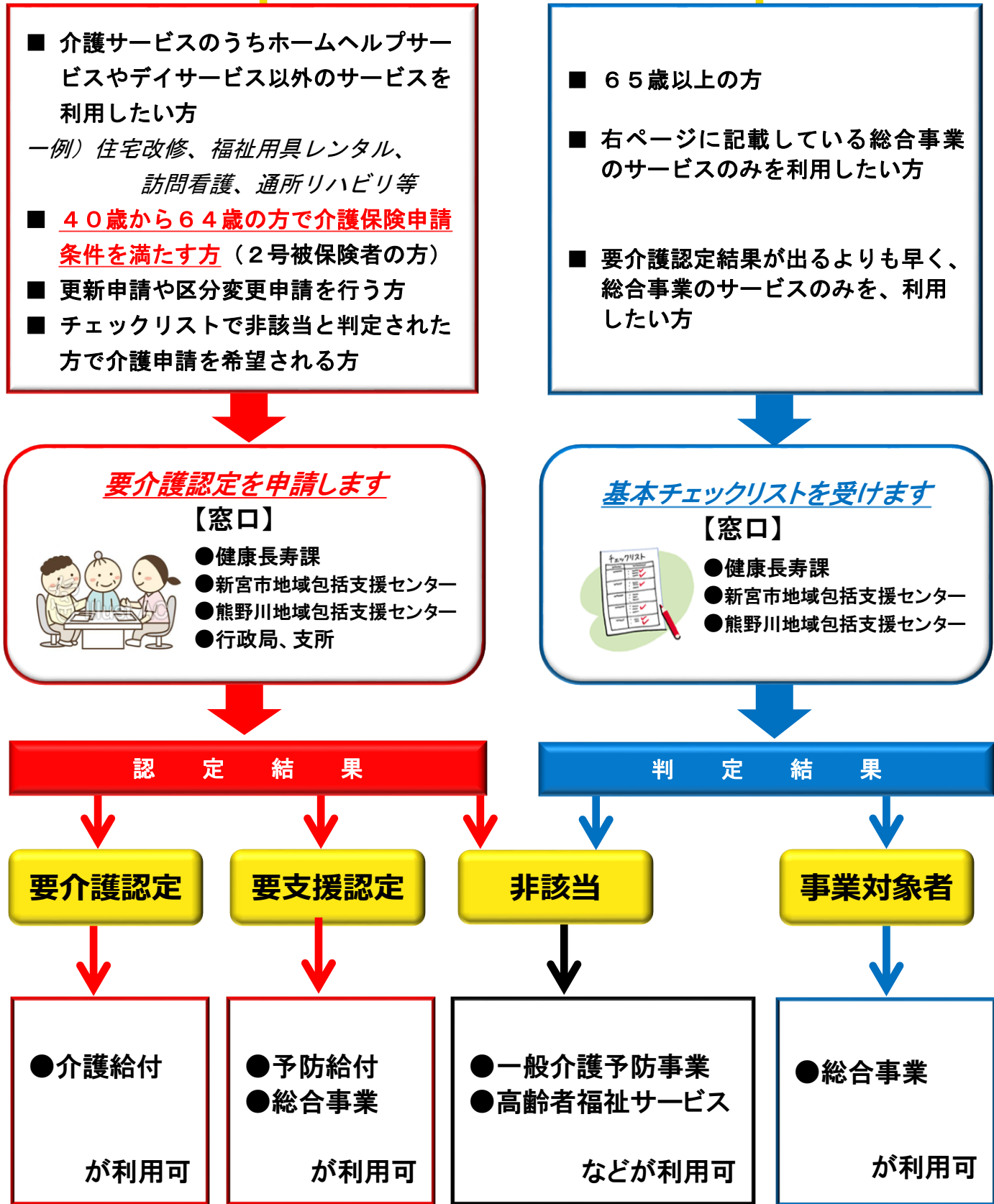
総合事業の実施で変わること

- 平成29年4月より、要支援1、2の方が利用できるサービスのうち、予防訪問介護(ホームヘルプ)と予防通所介護(デイサービス)が総合事業に移行するとともに、新たに創設されるサービスも利用可能となりました。
- これまでの要介護・要支援認定に加え、『事業対象者』という新しい判定区分が新設され、総合事業の利用が可能となりました。事業対象者の判定は、『基本チェックリスト』で行われ、次ページのチェックリスト窓口で受けることができます。

新 宮 市




総合事業サービス利用までの流れ

健康長寿課、地域包括支援センター、行政局、支所に相談します
 65歳以上の方、40歳から64歳の方で介護保険申請条件を満たす方及びその家族の方



総合事業のサービスについて

- 利用するサービスによって費用が加算され、自己負担額が変動します。
 ※自己負担額は、加算を含めたサービス費の1割(一定以上所得者は2割または3割)
- くわしくは、健康長寿課、地域包括支援センターまでお問い合わせください。

サービスの種類	サービス内容	サービス費用の目安及び対象者
 予防訪問介護	有資格者の訪問介護員(ホームヘルパー)がご自宅を訪問し、日常生活上の様々な介護等、必要な支援を行います。 ※今までのホームヘルプサービス相当のサービス	週1回程度 月額 11,760円 ※要支援1、2、事業対象者と判定された方 週2回程度 月額 23,490円 ※要支援1、2と判定された方 週2回以上 月額 37,270円 ※要支援2と判定された方
 新サービス! 予防基準緩和型訪問介護	サービス事業所において、市が定めた研修を修了した者が、ご自宅を訪問し、掃除・洗濯・買い物・調理・衣類整理等の日常生活上の支援に限定したサービスを行います。 ※介護保険に定められている提供範囲となり、身体介護や草抜き等は実施できません。	1回あたり1,500円(60分以内) 1月あたり4回以内の利用となります。 ※要支援1、2、事業対象者と判定された方
 予防通所介護	通所介護施設(デイサービスセンター等)に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援を日帰りで行います。 ※今までのデイサービス相当のサービス	週1回程度 月額 16,720円 ※要支援1、事業対象者と判定された方 週2回程度 月額 34,280円 ※要支援2と判定された方 ◇サービス費とは別に、食費等の実費が必要となります。

●介護保険で利用できる額には、上限(支給限度額)があります。

認定段階	1ヶ月の支給限度額
要支援1、事業対象者	50,320円
要支援2	105,310円

※掲載している内容については、今後変更される場合があります。